

一般社団法人 千葉県訪問看護ステーション協会 細則

第1章 総則

(細則の目的)

第1条 この細則は、定款第41条により、会務を執行するために必要な事項を定める。

第2章 入会及び退会

(新入会員手続)

第2条 入会しようとする者は、会長が別に定める入会申込書を、地区部会長を経由し会長に提出するとともに、当該年度会費と入会金を納入しなければならない。

(継続会員手続)

第3条 書面にて退会の申し出がない場合、自動的に継続した会員とみなし、当該年度会費を納入しなければならない。

(会員の登録)

第4条 第2条ならびに前条において、会長は、会費及び入会金を受理したときは、会員名簿に登録しなければならない。

(退会の手続)

第5条 会員が退会しようとするときは、会長が別に定める退会届を、地区部会長を経由し会長に提出しなければならない。

2 退会の申し出を受理した会長は、会員名簿の登録を抹消しなければならない。

(住所、管理者等の変更届)

第6条 会員が住所、管理者を変更したときは、会長が別に定める変更届を、地区部会長を経由し会長に提出しなければならない。

2 前項の届出があった場合において会長は、会員名簿の登録事項の変更をしなければならない。

第3章 会費及び入会金

(会費の額)

第7条 正会員の会費は、年額15,000円とする。準会員についても同額とする。

(入会金の額)

第8条 正会員の入会金は、10,000円とする。準会員についても同額とする。ただし、継続会員及び再度入会する者からは徴収しない。

(納付期日)

第9条 当該年度会費は、定期総会後3か月以内に納入しなければならない。ただし、新入会員の、会費及び入会金の納入期日はこの限りではない。

2 催告の期限は、当該年度終了日までとする。会費の支払義務を1年間履行しなかったときは、会員資格を喪失する。

(納入会費)

第10条 いったん納付した会費及び入会金は、事由の如何を問わず返還しない。

第4章 役員

(理事及び監事の選任)

第11条 理事及び監事は、総会による選挙により理事会において推薦し、総会の決議により選任する。また、定款第22条第4項に規定する会員以外の者から選任される監事においても同様とする。

第5章 任期選挙

(理事及び監事の任期選挙)

第12条 理事と監事は偶数年次（西暦）に交代し定期総会において改選する。

第6章 総会

(議事)

第13条 定期総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催する。

第7章 理事会

(開催)

第14条 理事会は、事業年度につき3回以上開催するものとする。

2 定款33条2項、議事録記名押印する監事がやむを得ない事由で欠席した場合は、書面をもって承認することができる。

第8章 運営委員会

(構成)

第15条 運営委員会は、会長、副会長をもって構成する。

(開催)

第16条 運営委員会は、定例的に会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、臨時に召集することができる。

(任務)

第17条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事会に提出する議案に関する事項
- (2) 予算執行に関する事項
- (3) 県及び市町村、他団体等渉外に関する事項
- (4) その他運営に関する事項。

第9章 委員会

(委員会の種類)

第18条 本会に次の部会を置く。

- (1) 教育部会
 - (2) 広報部会
 - (3) 連携・推進部会
- 2 前号の各号に掲げる部会のほかに、会長が必要と認めるときは、理事会の承認を経て特別部会を置くことができる。
- 3 部会及び特別部会は、それぞれ専門事項に関する調査、企画を行い、及び会長の諮問事項を審査する。

(構成)

第19条 各部会の委員は、正会員の中から、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

- 2 各部会は、6名以内をもって構成する。
- 3 委員の任期は2年とし、(1年毎に半数が交替)再任することができるものとする。
- 4 各部会の部会長は、互選によって定める。
- 5 各部会は各部会長が招集し、定例的に開催する。
 - (1) 部会長は、会議の議長となる。
 - (2) 部会には議案を準備し、議決の事項は記録して会長に報告する。

第10章 地区部会

(地区部会の地区)

第20条 本会に、次の地区部会を置く。

- (1) 千葉市地区部会
 - (2) 東葛北部地区部会
 - (3) 東葛南部地区部会
 - (4) 香取・海匝地区部会
 - (5) 印旛・山武地区部会
 - (6) 夷隅・長生・市原地区部会
 - (7) 安房・君津地区部会
- 2 各地区部は、担当分掌地区の事業計画を審議し、その事業を実施する。

(地区部会役員の種別)

第21条 地区部会に次の役員を置く。

- (1) 地区部会長 1名
- (2) 副地区部会長 2名以内

(役員の委嘱)

第22条 地区部会の役員は、正会員の中で互選し、地区部会長が、会長に報告する。

2 地区部会役員は、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(任期)

第23条 地区部会役員の任期は2年とし、交代は奇数年次(西暦)する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

- 2 地区部会役員は、再任されることができる。ただし、3期6年を限度とする。
- 3 地区部会役員は辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(合同会議)

第24条 合同会議を年2回以上開催するものとする。

2 合同会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

3 合同会議は、地区部会の事業運営及び地区部会活動について協議し、調整を図るものとする。

第11章 補則

第58条 この細則により、会務を執行するために必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

(附則)

この細則は、平成29年度総会終了の日(平成29年5月20日) から施行する。

(附則)

この細則は、令和2年6月7日から施行する。

(附則)

この細則は、令和7年4月1日から施行する。